

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成29年10月26日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	谷沢千賀子
同	大星なるみ

記

1 定期監査

久宝寺中学校、龍華中学校、高安中学校、曙川南中学校  
用和小学校、高安小学校、北山本小学校、曙川東小学校、亀井小学校、上之島小学校  
龍華幼稚園、大正幼稚園、高安幼稚園、高美幼稚園  
特別支援学校

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市監査事務局  
電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様  
八尾市議会議長 竹田孝吏様  
八尾市教育長 中山晶子様

八尾市監査委員 田中清  
同 八百康子  
同 小湊雅子  
同 谷沢千賀子  
同 大星なるみ

## 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

### 記

#### 1 監査の実施期間

平成29年5月1日から平成29年9月27日まで

#### 2 監査の対象学校園

久宝寺中学校、龍華中学校、高安中学校、曙川南中学校  
用和小学校、高安小学校、北山本小学校、曙川東小学校、亀井小学校、上之島小学校  
龍華幼稚園、大正幼稚園、高安幼稚園、高美幼稚園  
特別支援学校

#### 3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等  
監査の範囲 平成28年度の事務事業

#### 4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、監査調書及び関係書類を審査するとともに、各学校長、幼稚園長及び関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

#### 5 監査の結果

各学校園の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、改善、注意又は検討を要するものなどが見受けられた。改善等を要するものについては措置を講じ、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。なお、改善等を要する事項について措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員については、平成29年5月16日以前は大野義信、露原行隆の両氏が監査を執行したことを申し添える。

1 アルバム制作関係事務について

業者選定時において仕様書を作成していないものや契約書に契約締結日の記入がないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

2 子どもが輝く学校園づくり総合支援事業に係る事務について

- (1) 金銭出納簿等の記載内容が不十分なものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。
- (2) 領収書の日付が記入されていないもの、支出伺書の日付や金額が鉛筆書きのもの等が見受けられたので適正な事務処理を行うこと。

3 学校徴収金に係る事務について

給食費の徴収事務において、収入伺書を作成していないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

4 切手の管理について

切手の保管について、切手管理簿を作成し管理しているが、出納責任者による確認が行われていないもの等が見受けられた。切手についても現金と同様に適正な管理を行うこと。

5 防火管理業務について

消防法施行令に基づき作成した消防計画を消防長に届け出していないものが見受けられたので、作成後は速やかに届出を行うこと。

6 備品・薬品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールが貼付されていないものが見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。